

別記

様式第十三号（第二十八条関係）（令2農水令83・全改）

（表）

		第	年	月	号	発行
身分証明書						
官職名及び氏名						
年 月 日生						
上記の者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第34条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。						
写						
真		農林水産大臣 （地方農政局長又は北海道農政事務所長）				

(裏)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第34条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第34条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第43条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第39条 3億円以下の罰金刑

二 第40条 1億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。